

国不建推第8号
令和5年5月10日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局長
(公印省略)

建設工事の品質管理及び施工管理の徹底について

昨今、建設業者による発注者への虚偽報告に起因して、建設工事の品質や施工に対して疑念を招くような事案が発生している。

こうした発注者への虚偽報告は、発注者の信頼を損なうのみならず、社会資本整備の担い手として我が国経済の発展を支える建設業界に対する国民からの信頼を大きく損なうものであり、あってはならないことである。建設業者は、信義に従って誠実に請負契約を履行し、建設工事の適正な施工を図ることがその責務であり、建設業界においては、発注者への虚偽報告といった不正事案の発生を、業界全体の信頼を揺るがす重大な問題と認識し、再発防止の徹底等に向け全力を挙げて取り組む必要がある。

については、貴団体においては、発注者の信頼に応えうる適正な建設工事の施工を確保し、国民からの信頼に立脚した建設産業の健全な発展に資するよう、貴会傘下の事業者に対し、発注者への虚偽報告といった不正事案の発生を防止するとともに、建設工事の品質管理及び施工管理の徹底に万全を期すよう、周知徹底を図り、これらの徹底に向けて適切な指導に努められたい。